

# 長崎市手話言語条例

## 主な内容

**1 目的** 手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、本市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、ろう者が支障なく日常生活及び社会生活を営むことができ、ろう者及びろう者以外の者が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

**2 基本理念** 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- ・ろう者は、手話により意思の疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないこと。
- ・ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合うこと。

**3 市の責務** 本市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及のために、必要な施策を推進する。

### 4 市の役割

#### (1) 施策の推進

本市は、次に掲げる施策を推進する。

- ア 手話を理解するための機会の提供に関する施策
- イ 手話の普及及び啓発に関する施策
- ウ 手話により情報を取得する機会の提供に関する施策
- エ 手話により円滑な意思の疎通ができる環境の整備に関する施策
- オ 手話通訳者の養成及び派遣に関する施策 など

#### (2) 学校における理解の促進

本市は、学校教育の場における手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じ、手話に対する理解の促進に努めるものとする。

#### (3) 医療機関における手話の普及

本市は、医療機関における手話通訳者を派遣する制度の周知等の取組を通じ、医療機関に対する手話の普及に努めるものとする。

#### (4) 災害時等の支援

本市は、災害時等において、ろう者に対し、情報の取得及び意思の疎通の支援について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**5 市民の役割** 市民は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

**6 事業者の役割** 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

### 7 市・市民・事業者の役割

(旅行者への対応) 市、市民及び事業者は、おもてなしの心を持ち、手話を必要とする旅行者が安心して滞在することができるよう努めるものとする。

## 推進方針

### 【段階】

### 【事業・取組】

#### 【① 知る】

- 手話を知ってもらう
  - ・手話は言語であること
  - ・「ろう者」のこと
  - ・手話の歴史や手話言語条例
  - ・手話の必要性や存在意義
  - ・聴覚障害児や保護者に手話という選択肢があること
- 手話を利用することへの配慮
  - ・手話を利用することに対する配慮の必要性
  - ・手話通訳者のこと

#### 【② 覚える（身につける）】

- 手話を覚えて、少しでも手話を使えるようになってもらう
  - ・挨拶等、簡単な手話を使えるようになる
  - ・手話を間接的に使えるようになる
- ※「間接的」・手話通訳者の派遣やテレビ電話等を使い「ろう者」と手話を用いた意思疎通を図ること

#### 【③ 使う】

- 日常生活の中で手話を使えるようになってもらう
  - ・自身が手話を覚えて、使えるようになる
  - ・実際に日常生活において、手話を使用し意思疎通を行う

- ・広報紙やホームページ、リーフレット、ポスター、週刊あじさい等での周知、啓発（個々の事業の周知・啓発含む）

- ・健診時や保育所、幼稚園等での聴覚障害児の保護者への手話に関する情報提供
- ・ろう者が手話を使用することや手話通訳者が通訳等で職場を離れることに対し、事業者や従業員が配慮できるようになるための周知、啓発

- ・小、中学校等への手話普及啓発リーフレットの配布
- ・中学校へろう者と手話通訳者を派遣し、手話に触れる機会を提供
- ・公民館等での手話講座の実施
- ・職員への手話研修の実施

- ・手話通訳者養成講座（初級編）の実施
- ・事業所等への手話通訳者派遣事業の制度周知等

- ・手話通訳者養成講座（中・上級編）の実施
- ・手話通訳者派遣事業への手話通訳者としての登録